

学生寮
入寮のご案内
2022年度



日本経済大学 福岡キャンパス
オックスフォードハウス

ご挨拶

日本経済大学
学長 都築 明寿香

新入生の皆さん、ご入寮おめでとうございます。

皆さんが、この学生寮に入寮して学問に励み、個性を伸ばし、人生の練磨を図る機会を自ら進んで作られたことを、たいへん嬉しく思います。

本学は、皆さんがこの学生寮における寮生活全般を通じた社会学習とキャンパスにおける学問と相俟って、高い教養と崇高な人格を身につけて、社会に飛躍することを願うと共に、広く外国人留学生を受け入れることによる国際交流の機会を活用して欲しい、との願いを込めて、この学生寮を造りました。

本学は、これらの高い理想を掲げて、先駆者としての気概で皆さんを受け入れています。

新入寮生の皆さん、

この寮建設の理念を理解され、真摯な態度で勉学に励み、将来、世界に羽ばたく準備をすると共に学生寮の伝統と秩序を重んじ、大学生としての誇りを持って寮生活を送られることを願ってやみません。

目 次

第1編 入寮案内	1 頁
1 学生寮の名称および所在地	2 頁
2 入寮資格	2 頁
3 在寮期間	2 頁
4 入寮時期	2 頁
5 入寮手続き	3 頁
6 学生寮の施設、設備、備え付け物品	4 頁
7 寮室および寮敷地内への持ち込み禁止物品	5 頁
8 自宅からの荷物の発送等	5 頁
9 食事	6 頁
10 寝具のレンタル契約	6 頁
11 納付金	7 頁
12 寮生心得	8 頁
13 学生寮への交通順路	8 頁
14 その他	9 頁

第2編 療生心得.....	11 頁
第1 心得全般.....	12 頁
第2 施設・設備等の利用.....	13 頁
1 全般	
2 療室	
3 食堂	
4 浴場	
5 洗濯室（ランドリー）	
6 駐輪場	
7 内線電話の利用	
8 シーツ等交換（レンタル寝具利用者）	
第3 各種手続き・届出.....	16 頁
1 郵便物等の取り扱い	
2 来訪者との面会	
3 インターネット等の申し込み	
4 退療	
5 各種の届出	
第4 火災予防および非常時の行動.....	18 頁
第5 禁止事項.....	19 頁
第6 その他.....	20 頁

[別 紙]

1 学生寮周辺案内図.....	21 頁
2 日課時限表.....	22 頁
3 日本経済大学学生寮・寮則.....	23 頁

〔添付書類〕

- 1 学生寮入寮許可書
- 2 入寮誓約書
- 3 連絡書
- 4 身上書
- 5 入寮辞退届
- 6 返信用封筒
- 7 振込依頼書

第 1 編

〔入寮案内〕

1 学生寮の名称および所在地

名 称	所 在 地		電話番号
オックスフォード ハウス	管理棟	〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北5丁目4-1	TEL: 092-921-6735 FAX: 092-919-1435
	学生棟	〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北5丁目4-2	

※ 別紙1の「学生寮周辺案内図」をご参照ください。

2 入寮資格

- (1) 日本経済大学に在籍する方又は都築育英学園系列の大学等に在籍する方を原則とします。
- (2) 入寮を許可された方です。
- (3) 入寮時までに入寮費 150,000 円、寮費（4月分 40,000 円又は前期分 240,000 円）を納付しなければなりません。

3 在寮期間

在寮期間は原則として、入寮者の在籍大学等における在学期間中です。

4 入寮時期

- (1) 入寮日：2022年4月1日（金）以降

※ 大学行事（オリエンテーション等）で入寮日以前に入寮される方は、行事の前日から宿泊可能です。

※ 交通機関の関係で早めに入寮される方は、事前にご連絡ください。

- (2) 受付時間 : 8:30 ~ 17:00

5 入寮手続き

(1) 必要書類

入寮に必要な書類は、下表のとおりです。

所要事項を記入し、返信用封筒（添付書類6）に切手を貼り、2022年3月18日（金）までに到着するように、オックスフォードハウス宛に返送してください。

書類名	要領	備考
入寮誓約書	所要事項を記入してください。	添付書類2
連絡書	★寮への到着予定日時、食事の開始日を記入してください。 ★預金口座番号等は、返金がある場合に必要です。 必ず記入してください。	添付書類3
身上書	3ヶ月以内に撮影した最新の上半身写真（縦5cm×横4cm）を貼り付けて、所要事項を記入してください。	添付書類4

※ 入寮申し込みをした後に、都合により入寮を辞退する場合は、「入寮辞退届」（添付書類5）に所要事項を記入して、送付してください。

※ 入寮辞退（入寮日前）の場合、入寮費等が納付されていた場合は、全額返金いたします。（送金手数料等は、辞退者の負担といたします。）

※ 個人情報については、寮の業務以外には使用いたしません。

(2) 入寮時の携行品等

入寮時には、次の物を必ず携行し、受付にて寮監の案内に従ってください。

- ア 本書「学生寮入寮のご案内 2022年度」
- イ 学生寮入寮許可書（添付書類1）
- ウ 印鑑（寮室の鍵の貸出し、郵便物の受取りおよび提出書類等に必要）
- エ 上履き用スリッパ等（寮の建物内は上履きを使用するようになっています。
必ず持参してください。）

6 学生寮の施設、設備、備え付け物品

(1) 設備全般

ア 学生寮は冷暖房が完備しています。

※ 寮室における電熱器具の使用は認めておりません。

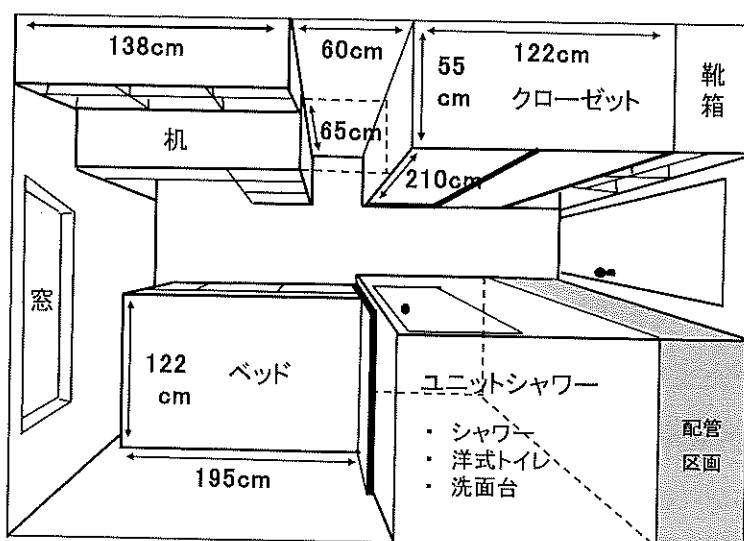
イ テレビ、インターネットの回線は寮室まで配線されています。

※ インターネットの使用は、個人契約により可能です。着寮後契約してください。契約後、使用可能になるまでには、2週間程かかります。

(ポケット Wi-Fi 等はつながらない場合があります。)

(2) 寮室備え付け物品

机、椅子、本棚、ベッド（マットレス、衣類整理用引き出し×3を含む）、靴箱、クローゼット（全身鏡）、ユニットシャワー、洋式トイレ



※ 備え付け物品は移動させることはできません。就寝はベッドを使用することになりますので、ご注意ください。

※ ユニットシャワーのシャワーカーテンは個人の持ち込みになります。穴あきタイプ、(約)幅120cm×高さ178cmサイズを目安に、各自ご準備ください。

(3) 共用物品（貸出可）

掃除機、アイロン（台を含む）、自転車の空気入れ、電子レンジ

※ 電子レンジは、所定場所で24時間使用可能です。

(4) 共用施設・設備

食堂、大浴場、売店、ビリヤード（食堂内）、自動販売機、洗濯機（有料）、乾燥機（有料）

7 寮室および寮敷地内への持ち込み禁止物品

次の物品は、持ち込みを禁止しています。

持ち込みが判明した場合は、保護者の元へ送り返す等の処置をして頂きます。

また、寮室内での自炊、調理行為は禁止です。

- (1) 自動車、自動二輪車（原付きバイクを含む）
- (2) 洗濯機、炊飯器、電子レンジ、IH調理器、ガスコンロ、オーブントースター等
- (3) 電気こたつ、ストーブ、ガスバーナー、お香等
- (4) 銃砲刀剣類（模擬銃、刀を含む。）
- (5) 酒類（日本酒、焼酎、ビール、ウィスキー等）
- (6) アルコール、シンナー、ガソリン等引火性危険物
- (7) 麻薬、危険ドラッグ、毒薬、劇薬、爆発物（爆薬および花火等）
- (8) ペット類（犬、猫、ハムスター、小鳥、観賞魚、爬虫類等）
- (9) その他、人に危害を及ぼす恐れのある物品

8 自宅からの荷物の発送等

- (1) 学生寮での荷物の受け取り開始は、2022年3月22日（火）からです。

荷物を発送される場合は、3月22日（火）以降に到着するようにしてください。

- (2) 当初の荷物の発送は、入寮時にとりあえず必要な物品に限定してください。

※ 取り扱い上、注意を要する精密機器等は、本人が入寮した日以降に到着する
ようにしてください。

- (3) 荷物の送り先は、オックスフォードハウス ○棟○○○号室 本人氏名 宛と
なります。

梱包ごとに、部屋番号と本人氏名を必ず明記してください。

部屋番号は、「学生寮入寮許可書」（添付書類1）に記載しています。

- (4) 寮室および寮敷地内への持ち込み禁止物品を発送しないでください。

9 食事

(1) 寮は専属の栄養士、調理師が献立、調理した食事を提供しています。

朝食と夕食は、月曜日から土曜日の6日間（祝日を含む）提供します。

※ 食堂休業日は、日曜日、8月13日～15日 及び 12月29日～翌年1月3日です。

食堂休業日等は、「食堂からのお知らせ」を寮内に掲示いたします。

(2) 入寮時の食事は、2022年4月1日（金）の朝食から喫食できます。入寮予定日と食事の開始日を「連絡書」（添付書類3）に記入して、2022年3月18日（金）までに到着するように返送してください。

(3) 食物アレルギーや生活習慣等による食材の制限がある場合などへの対応は、原則しておりません。

10 寝具のレンタル契約

(1) 寝具のレンタルを希望する学生は、以下の内容で委託業者と契約することが出来ます。

ア 契約料金：17,000円（1年間）

※ 消費税率変更時等には改定される可能性があります。

イ レンタル品目：掛け布団、毛布、枕、ベッドパット、掛け布団カバー、シーツ、枕カバー 計7点

ウ 掛け布団カバー、シーツ、枕カバーの洗濯：毎月2回

エ 契約期間は4月1日から1年間です。（中途からの契約も可能です）

(2) 契約料金は、4月1日までに、入寮費、寮費と併せて一括納金となります。

(3) 解約する場合は、以下の料金が発生します。

ア 契約開始1ヶ月以内の解約

契約料金は返金されますが、5,000円のキャンセル料が必要です。

イ 契約開始1ヶ月経過以後の解約

契約料金は返金されません。（キャンセル料は必要ありません。）

(4) 契約更新

ア 年度初め（4月）の納入金と併せて納金していただきます。

イ 更新時にレンタル品目7点の交換を実施します。

1.1 納付金

(1) 入寮費

ア 入寮費は、150,000円です。入寮時に「寮費」と併せて納金していただきます。

イ 入寮費は、在寮の長短にかかわらず、返金いたしません。

(2) 寮費

ア 1ヶ月あたり40,000円です。

イ 各月の初日までに納金して頂きますが、6ヶ月分を各期の初日までに一括納金することもできます。

ウ 寮費には、食費、寮室の光熱水費および共益費（共用場所の光熱水費、清掃費等）が含まれています。

エ 退寮する月の寮費は、退寮日にかかわらず全額負担していただきます。ただし、退寮日の翌月以降の前払い分については、返金いたします。

(3) 納付期限および納入金額

(単位：円)

期	月	納付期限	納入金額		納入金額内訳	
			各月納金	一括納金	入寮費	寮費
前期	4月分	2022年4月1日	190,000	390,000	150,000	40,000
	5月分	5月1日	40,000			40,000
	6月分	6月1日	40,000			40,000
	7月分	7月1日	40,000			40,000
	8月分	8月1日	40,000			40,000
	9月分	9月1日	40,000			40,000
後期	10月分	10月1日	40,000	240,000	—	40,000
	11月分	11月1日	40,000			40,000
	12月分	12月1日	40,000			40,000
	1月分	2023年1月4日	40,000			40,000
	2月分	2月1日	40,000			40,000
	3月分	3月1日	40,000			40,000

※1 後期の振込依頼書は、9月中旬頃に保護者宛に送付いたします。

※2 2023年度以降の納付期限及び納入金額は、振込依頼書により通知いたします。

1 2 寮生心得

入寮後、寮生活に関するオリエンテーションを実施し、第2編「寮生心得」について説明します。

オリエンテーションの日時は入寮時に連絡しますので、必ず参加してください。

1 3 学生寮への交通順路

(1) JRを利用する場合

JR鹿児島本線「二日市」駅下車、徒歩約25分（駅前にタクシーあり）

(2) 西鉄電車を利用する場合

西鉄大牟田線「二日市」駅東口下車、徒歩約15分（駅前にタクシーあり）

(3) 福岡空港を利用する場合

ア 福岡市営地下鉄 → JRを利用する場合

地下鉄「福岡空港」駅乗車 → 「博多」駅下車 →

（乗換え）JR鹿児島本線「博多」駅乗車 → 以下(1)に同じ

イ 市営地下鉄 → 西鉄電車を利用する場合

地下鉄「福岡空港」駅乗車 → 「天神」駅下車 → 以下(2)に同じ

ウ 福岡空港からタクシーを利用する場合

福岡空港からオックスフォードハウスまでの所要時間は約30分、料金は約4,000円です。

(4) 車両にて九州自動車道を利用する場合（12頁の「学生寮周辺案内図」を参考にしてください。）

ア 小倉、福岡方面から来寮する場合

「太宰府 IC」を出て久留米、太宰府方面へ国道3号線を前進、「君畑」交差点を右折後、200m先の左側「日本経済大学」正門に入る。（約10分）

イ 熊本、久留米方面から来寮する場合

「筑紫野インター」を降り、甘木方面に直進、「針摺」交差点を左折。国道3号線を北進し、「君畑」交差点を左折後、200m先の左側「日本経済大学」正門に入る。（約15分）

14 その他

- (1) 寮内および寮敷地内は全て禁煙です。
- (2) 寮には駐車場がありません。入寮の際には、西鉄電車、JRまたはタクシー等の公共交通機関をご利用されますようお願ひいたします。なお、荷物の搬入のため車両の乗り入れをされる場合は、受付で寮監の案内に従ってください。
- (3) 入寮日（4月1日）以前に入寮される方の宿泊費、食事代は別途申し受けます。

1泊：1,200円 朝食：360円 夕食：570円

※ 入寮する学生本人以外の宿泊はできません。

第 2 編

〔寮生心得〕

第1 心得全般

寮生活全般を通じて、次のことに留意しましょう。

1 ルール、マナーおよび社会常識の尊重

社会生活を営むための基本です。定められた規則やルールを守るとともに、社会人として常識ある行動をとりましょう。

2 環境の美化（住み良い環境づくり）

美しく静かな環境は、快適な生活を営む第一歩です。寮及び周辺の環境の美化に努めるとともに、音による迷惑防止にも留意しましょう。

3 火災予防

火災は、多くの財産のみならず、尊い命までも奪いかねない恐ろしいものです。不注意や規則違反などが原因で発生させることは絶対に許されません。

関係規則等の厳守と心がけで未然に防ぎましょう。

4 盗難予防

盗難の発生は、自分の所有物を失くすだけでなく、寮内の皆が不愉快な思いをします。

自分の部屋、持ち物の管理を適切にし、未然に防止しましょう。

第2 施設・設備等の利用

1 全般

(1) この寮は、寮監（職員）又は警備員が24時間常駐し、非常事態に対応できる態勢をとっています。

(2) 窓口業務

事務所において、以下のとおり窓口業務を行っています。

ア 時間 08:30～21:00

イ 主な業務

郵便物の取り扱い、各種届出・申請・面会等の手続き、各種案内、アイロン・掃除機等の貸し出し

(3) 寮生に対する連絡

寮生への連絡は、管理事務室横掲示板に掲示するほか必要に応じて放送等を行います。掲示したものは、全寮生に徹底されたものとみなします。必ず掲示板を確認するようしてください。

2 寮室

(1) 鍵の管理

ア 万が一、紛失した場合は事務所に届け出てください。鍵作製費3,000円（借用書可）と引き換えに予備鍵を貸し出します。貸し出し後14日以内に鍵が見つかった場合は、予備鍵と引き換えに3,000円を返金します。14日を経過した場合は、鍵複製を発注するため返金しません。（未入金者で14日経過しても鍵を返却しない場合は3,000円を請求します。）

イ 部屋を空ける際は、電気器具類のスイッチを切るとともに、窓を閉め、施錠を確実に行ってください。

ウ 外泊する場合は、受付に届け出て、鍵を預けてください。

(2) ドライヤー等使用電力の大きなものを使用する時は、他のスイッチを切ってください。（ブレイカーが落ちる等、故障の原因となります。）

(3) シャワーを使用する場合は必ずトイレドアを閉めてください。（ドアを開けたまま使用すると、火災報知器が作動します。）また、室内でのバルサン等発煙剤の使用を禁止します。

- (4) トイレでは、トイレットペーパー以外のものは使用しないでください。
- (5) 寮室内はいつもきれいに整理整頓してください。また、廊下に靴等を放置しないでください。
- (6) 寮室のドア、窓、壁にシール類を貼らないでください。
- (7) 無断で寮室を入れ替わることは禁止します。また、原則として寮室の移動は認めません。

3 食堂

- (1) 学生証の提示をお願いしています。
- (2) 噫食時間の変更（早飯、遅飯）は、事前に食堂事務室に申し込み、許可を得なければなりません。
- (3) 衛生管理のため、洗濯物、洗面道具、靴およびバッグ類等を食堂内に持ち込まないでください。
- (4) 寮生以外の方を無断で食堂に立ち入らせた場合は不正喫食とみなします。

4 浴場

- (1) 入浴時間を守り、定められた時間内に浴室から出てください。
- (2) 浴槽に入る前には、体をきれいに洗ってください。また、タオルは浴槽内で使用しないでください。
- (3) 湯や水を出しつ放しにしないでください。
- (4) 浴室で髪を染めたり、洗濯等をしないでください。
- (5) 脱衣所に石鹼、タオル、洗面器、衣類等を放置しないでください。また、使い終わったカミソリ等は危険防止のため、必ず備付けのごみ箱に捨ててください。
- (6) 浴場には貴重品を持ち込まないでください。持ち込んだ場合は貴重品ロッカーを使用してください。

5 洗濯室（ランドリー）

- (1) 洗濯機・乾燥機は、使用方法をよく理解してから使用してください。(靴、金属、布団等の洗濯や洗濯物の入れすぎは、故障の原因となるため禁止します。)
- (2) 洗濯機・乾燥機は、事務所前の券売機でプリペイドカードを購入して使用してください。

- (3) 消灯時刻の午後11時半から午前7時までは、洗濯機・乾燥機を使用しないでください。
- (4) 洗濯物は洗濯（乾燥）が終わったらすぐに取り込み、次に使用する人のために空けておいてください。長時間放置された洗濯物は処分します。
- (5) 洗濯室の電灯は使用後消灯してください。
- (6) 洗濯機・乾燥機が故障した場合は、事務所に連絡してください。
- (7) ゴミはきちんと分別して捨ててください。新聞・雑誌類はゴミ箱横に整頓して集積し、ダンボールは畳んで集積してください。

6 駐輪場

- (1) 場所
正門を入って左側です。（個人の指定場所はありません。）
- (2) 利用上の注意事項
 - ア 自転車は自転車ラックに駐輪し、盗難防止のため鍵を二重にかけておいてください。また、必ず防犯登録をしてください。
 - イ かごに物などを入れたままにしないでください。
 - ウ 自己管理を徹底し、盗難に遭った場合には、速やかに警察、事務所に届け出してください。

7 内線電話の利用

各階のガレリア側入口に内線電話が設置してあり、受付と連絡ができます。

8 シーツ等交換（レンタル寝具利用者）

- (1) 交換日は掲示板に掲示しています。
- (2) 利用者は定められた交換日の朝に、掛け布団カバー・シーツ・枕カバーを専用の袋に入れ、各棟1階に設置してある回収BOXへ入れてください。その後、各自クリーニング済BOXから洗濯済みシーツの袋を取ってください。

第3 各種手続き・届出

1 郵便物等の取り扱い

(1) 郵便物等の受け取り

ア 郵便物および荷物等は、メール BOX に連絡用紙を入れてお知らせします。毎日確認し早く受領してください。(冷蔵・冷凍品は、サイズにより常温で保管)

イ 受領は、必ず学生証を提示して行ってください。また、書留等特殊郵便物については受領印が必要です。印鑑を準備してください。

(2) 荷物の発送

寮から荷物を発送できます。詳細は事務所に確認してください。

2 来訪者との面会

(1) 面会時間 08：30～20：00

08：30～17：30 (福岡こども短期大学の学生)

(2) 面会場所 食堂ロビー

(3) 手続き及び注意事項

ア 来訪者は事務所に必ず届け出してください。

イ 来訪者を寮室に入れることは禁止します。保護者等で寮室に入る必要がある場合は、受付に申し出てその指示に従ってください。(無断で寮内および寮室に入った場合は、不法侵入者として取り扱います。)

ウ 来訪者の食堂での喫食および浴場の利用を禁止します。

3 インターネット等の申し込み

インターネット・NHK 受信料は、個人契約(有料)により寮室に取り付けることができます。

4 退寮

(1) 退寮届の提出

退寮を希望される方は、退寮日の14日前までに寮監長(受付)に退寮届を提出してください。

(2) 退寮に伴う処置

- ア インターネットおよびNHK受信料等の解約処置を確実に行ってください。
- イ 電気製品（冷蔵庫、テレビ等）や自転車等を処分する時は事務所に届け出でください。（無断で捨てることは厳禁）

(3) 退寮時の点検

寮室を清掃し、荷物等がない状態で退寮点検を受けてください。寮室または共用場所に過度の汚損、破損または滅失等がある場合は実費を請求します。

点検可能時間 平日 09:00～16:30（土曜日は～14:30）

(4) 部屋の鍵の返納

退寮時に返納してください。

(5) 退寮勧告

「寮則」第9条第1項に該当する場合は、退寮を勧告いたします。

- ・寮則又は入寮心得に違反し、寮監長の再三にわたる指導に従わなかった場合
- ・寮費等の納入金を所定の期日までに納入せず、督促にも応じなかった場合

(6) 入寮取り消し

「寮則」第11条に該当する場合は、入寮取り消しとなります。

- ・恐喝、暴行、傷害、窃盗及び故意による著しい器物損壊等の行為をした場合
- ・退寮勧告を受けたにもかかわらず、勧告事由が是正されない場合

5 各種の届出

次の場合は事務所に届け出でください。

- (1) 学生としての身分を喪失した場合
- (2) 建物、付属施設及び備品等が破損した場合
- (3) 病気、けが等で入院した場合および体調を崩した場合ならびに感染性の病気（インフルエンザ、感染性腸炎等）と診断を受けた場合
- (4) 寮生または保護者が氏名、住所、銀行口座等を変更した場合
- (5) 実習、就職活動、部活動、帰省、旅行等で長期不在する場合

第4 火災予防および非常時の行動

1 火災予防

- (1) この寮では、同じ建物、同じ階に他の多くの寮生が生活しています。このことをよく認識し、関係規則の厳守と普段からの心がけにより、絶対に火災を発生させないよう努めてください。
- (2) 消防法に基づき、寮全体の防火点検を年2回、その他必要に応じて臨時点検を行います。点検時は不在であっても寮室に立ち入ることがあります。協力をお願いします。

なお、総合点検の日時は、その都度掲示板及び各階入口扉に掲示します。

- (3) 火災予防のため、以下のことを守ってください。

- ア 寮棟内は禁煙です。
- イ 寮内および寮室内には、化学薬品、シンナー等の引火性物品その他の危険物の持ち込みを禁止します。
- ウ 寮内および寮室内には、ストーブ、携帯ガスコンロ、その他の着火式器具等の持ち込みを禁止します。また、自炊行為は禁止します。
- エ 寮周辺地域および寮内での焚火、花火等は厳禁です。
- オ 寮室におけるたこ足配線を禁止します。
- カ 消火器・消火栓は、火災の時以外作動させたり、放射したりしないでください。
- キ 寮室の防火設備（火災報知器・排気口）や電気設備類を破損したり、故意に機能を停止させたりしないでください。

2 非常時の行動

(1) 非常事態の連絡・通報

- ア 非常事態（火災、地震等）が発生した場合は、非常事態の内容、場所、避難要領等を緊急放送します。その指示に従って行動してください。
- イ 火災報知ブザーが作動した場合は、事務所に通報してください。
- ウ 火災を発見した場合は、付近の人々に大声で知らせるとともに、事務所に急報してください。

(2) 初期消火

消火栓および消火器は各階に設置しております。小規模の火災の場合は、これらを使用して初期消火に努めてください。

(3) 避難・誘導

ア 避難誘導は主として緊急放送で実施しますので、指示に従って行動してください。

イ 非常階段は各棟の両側2箇所にあります。

ウ 廊下は避難路です。荷物等を放置しないでください。

第5 禁止事項

1 寮周辺地域での禁止事項

- (1) 深夜(22:00~06:00)の徘徊行為
- (2) 寮周辺地域での違法・迷惑駐車、暴走行為および自転車の放置
- (3) 他車に迷惑を及ぼすような集団での自転車走行
- (4) 近隣の住民に迷惑のかかる騒音の発生
- (5) 青少年に悪影響を与えるようなみだらな服装および行動
- (6) タバコの吸殻、ゴミ、空き缶、瓶等の投げ捨て
- (7) マンション、民家等への無断立ち入り
- (8) その他、寮周辺の住民に迷惑となるような良識を逸脱した行為

2 寮内の禁止事項

- (1) 風紀、秩序を乱し、公安を害する行為。また、その恐れのある集会や行事等を寮内で行うこと
- (2) 自動車(バイク、自動二輪車を含む)の寮敷地内への乗り入れ
- (3) 部屋の鍵を他人に貸したり、来訪者を無断で寮室に入れたり、宿泊させたりすること
- (4) 喧嘩、暴力等粗野な行為および他人に迷惑を及ぼす喧嘩な行為
- (5) 噫煙、火の使用(香を焚くことを含む)および自炊行為
- (6) 飲酒、賭け事(マージャン、花札等は賭けていなくても禁止)
- (7) ペット(犬、猫、ハムスター、魚類、鳥類、爬虫類等)を飼育することおよび持ち込むこと

(8) 以下のものを寮内へ持ち込むこと

- ア 炊事用具類（炊飯器、電子レンジ、トースター、ホットプレート等）
- イ 発火・発熱器具類（コンロ、ストーブ、ガスバーナー等）
- ウ 洗濯機
- エ 麻薬、危険ドラッグ、覚せい剤、劇薬、毒薬、ガソリン、シンナー、爆発物（爆薬、花火等）
- オ 銃刀類（モデルガン、模擬刀含む。）

(9) 教職員・寮生以外の宿泊者専用棟に立ち入ること

- (10) 物品の販売、その他、利益を伴う行為または勧誘
- (11) 寮内での落書き、施設・設備の破損、窓からのゴミの投げ捨て
- (12) 寮内において無許可の貼り紙、ビラその他の物品の配布
- (13) 刺青を露出させ他の寮生にちらつかせる行為（刺青をしていることが判明した場合は退寮とします。）
- (14) 大麻草等の栽培
- (15) 建物内でのフードや帽子の着用
- (16) その他、近隣住民および他の寮生の迷惑となる行為

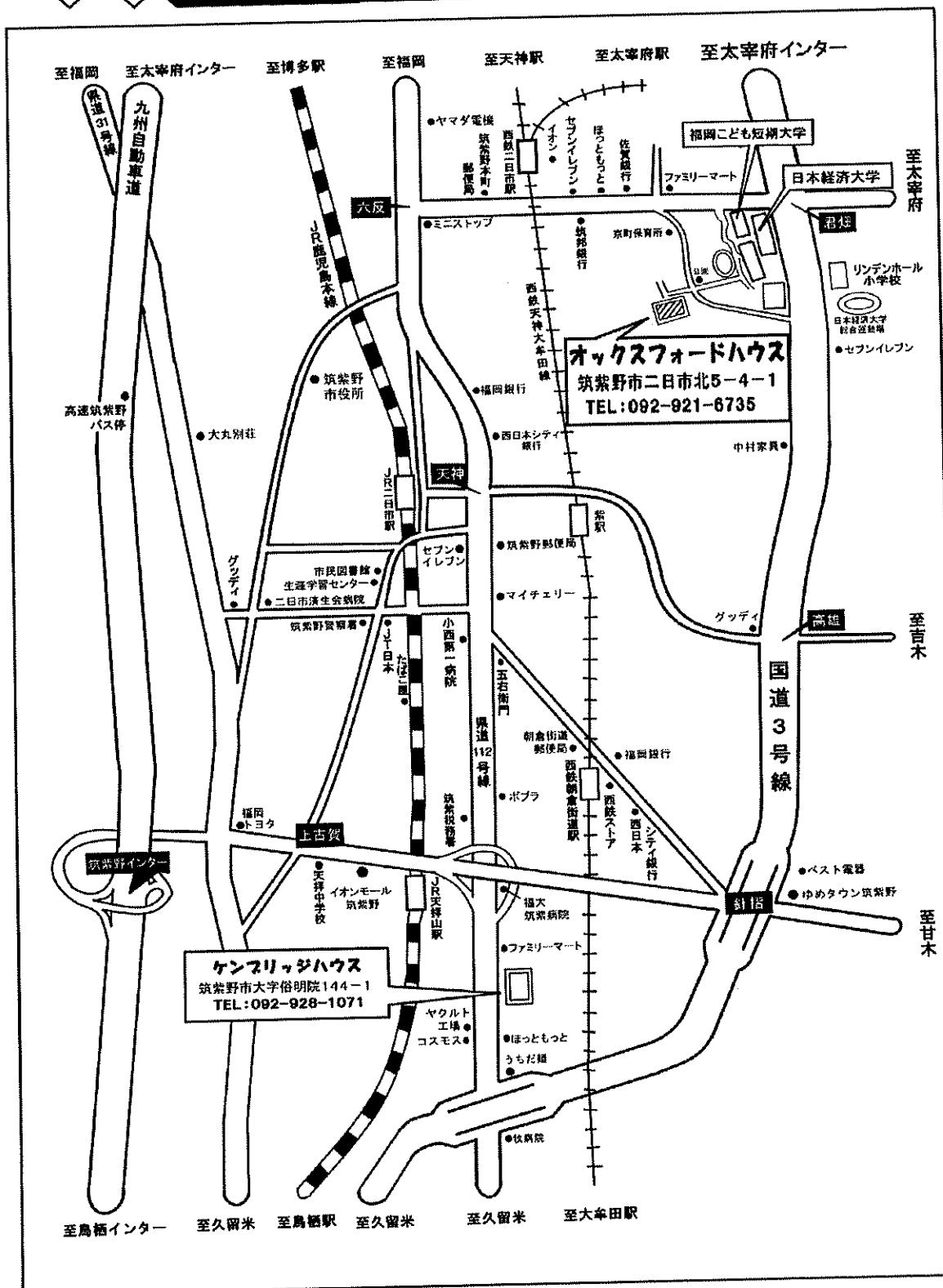
第6 その他

1 日課時間

別紙2「日課時間表」のとおりです。

- 2 寮の施設・設備・備品等を破損または紛失した場合は、速やかに申し出てください。復旧に必要な経費は自己負担として実費を請求します。また、復旧に要する期間、使用を禁止します。
- 3 消防検査・設備等の点検・防疫等の処置には進んで協力してください。
- 4 寮の運営のために必要な場合、寮監長の指示を受けた職員が、本人の同意を得ることなく寮室内に立ち入ることがあります。
- 5 寮・寮室の効率的運用のため、寮・寮室の移動をしてもらうことがあります。

◆◆◆ 学生寮周辺案内図 ◆◆◆



日課時限表

日課等	時間	備考
開門	06:00	
朝食	07:30~08:30	食事時間は変更になる場合があります。 ※食堂休業日：日曜日、8月13日～15日及び12月29日～翌年1月3日
夕食	17:30~19:30	
大浴場	17:30~23:30	入浴日：月～土（女性のみ）
寮室シャワー	06:30~08:30 17:30~23:30	
受付窓口	08:30~21:00	緊急時は除きます。
面会	08:30~20:00	面会場所：食堂ロビー 福岡こども短期大学の学生は 08:30~17:30
閉門（門限）	22:00	
消灯	23:30	

売店	平日	11:00~17:00	営業日・営業時間は変更になる場合がありますので、売店前の貼り紙で確認をしてください。
----	----	-------------	--

日本経済大学学生寮・寮則（抜粋）

（総 則）

第 1 条 本学に男子学生寮としてケンブリッジハウスを、女子学生寮としてオックスフォードハウスを置く。この寮則は、それぞれの寮生が共同生活を通じて、学生としての自律・協調心を高め、寮内の秩序を維持し、快適な寮生活を営むことを目的とし、入寮者のすべてに適用する。

第 2 条 寮生は前条の目的を達成するため、本寮則を遵守しなければならない。

（管理運営等の職責）

第 3 条 学生寮の管理運営は学校法人都築育英学園本部が統括する。

2 学生寮に関する事務は日本経済大学厚生部の所掌とする。

3 学生寮に寮監長のほか寮監、寮母等を置き、寮生の指導及び学生寮の維持管理業務を行う。

（入寮資格者及び在寮期間）

第 4 条 学生寮への入寮資格者は、日本経済大学に在籍する者又は都築育英学園系列の大学等に在籍する者を原則とする。

2 在寮期間は、原則として入寮者の在籍大学等における在学期間中とする。

（入寮申込・許可）

第 5 条 入寮を希望する者は、入寮申込書（様式第1）を提出し、許可を受けなければならない。

2 入寮を許可された者は、誓約書（様式第2）を提出しなければならない。

（寮室の移動）

第 6 条 寮監長は、必要により寮生に対して寮室の移動を命ずることが出来る。

2 寮生からの申出による移動は、原則として認めない。ただし、申出事由により、寮監長が許可した場合は、移動することが出来る。

(学生証の携帯・提示義務)

第 7 条 入寮生は、在寮間は常に学生証を携帯し、寮監長等から提示を求められた場合は、学生証を提示するものとする。また、郵便物・小包等の受領時には必ず提示しなければならない。

(寮費等)

第 8 条 入寮者が負担する納入金は、入寮費及び寮費（部屋代、食費、共益費込み）とし、金額、納入要領については、年度ごとの入寮案内において示す。

- 2 入寮費は入寮期間の長短にかかわらず返金しない。
- 3 寮費は、入寮日又は退寮日にかかわらず当該月の一ヶ月分を納入しなければならない。

(退寮勧告)

第 9 条 次のいずれかに該当した場合、事務長は退寮勧告をすることが出来る。

- (1) 寮則又は寮生心得に違反し、大学側及び寮監長の再三にわたる注意に従わなかった場合。
- (2) 寮費等の納入金を所定の期日までに納入せず、督促にも応じなかった場合。
- (3) 疾病その他により、保健衛生上、共同生活に適さないと認められた場合。
- 2 退寮勧告は入寮生に対し文書で行うとともに、その保護者に通知するものとする。
- 3 退寮勧告を受けた場合は、勧告事由を直ちに是正しなければならない。

(退寮)

第 10 条 退寮を希望する者又は次の各号に該当する者は、原則として退寮日の 14 日前までに、寮監長を経て厚生部へ退寮届（様式第 3）を提出するものとする。

- (1) 学生としての身分を喪失した場合。
- (2) 4 ヶ月以上の留学又は休学をする場合。
- 2 退寮する際は、寮室を清掃し、寮監長の点検を受け、寮室の鍵を返納しなければならない。

(入寮許可取り消し)

第11条 次の各号に該当した場合は、入寮許可を取り消され、速やかに退寮しなければならない。

- (1) 恐喝、暴行、傷害、窃盗及び故意による著しい器物損壊等の行為をした場合。
- (2) 退寮勧告を受けたにもかかわらず、勧告事由が是正されない場合。

(物品愛護)

第12条 寮生は、学生寮の施設、設備及び物品は注意を払って大切に使用し、これらの物品等に工作を加えてはならない。

2 寮生の責任となる重大な過失により、寮室又は共用場所の施設、設備及び物品が汚損、損傷又は滅失した場合は、原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(日課時限等)

第13条 日課時限等の細部は寮監長が定める。

(寮生心得)

第14条 寮監長は、寮生の快適な共同生活と寮内の秩序を維持するため本寮則につとり「寮生心得」を定めるものとする。

2 寮生は、「寮生心得」を遵守しなければならない。

(寮運営委員会)

第15条 寮の円滑な運営を図るため寮運営委員会を設置する。

2 運営委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長（事務長）
- (2) 厚生課長
- (3) 学生課長
- (4) 寮監長
- (5) 福岡こども短期大学の寮業務担当課長
- (6) その他特に必要とする職員

- 3 療運営委員会は半年に1回定期的に開催する他、委員長が必要と認めた場合臨時に開催する。
- 4 療運営委員会においては、必要に応じ、次の事項を審議する。
 - (1) 療則の制定・改正に関すること
 - (2) 各大学等への入療枠に関すること
 - (3) その他、療運営に関すること

(連絡調整会議)

第16条 療周辺住民との意思の疎通を図るため、必要に応じ連絡調整会議を開催する。その構成は次の通りとする。

- (1) 大学側は、第14条に定める委員
 - (2) 住民側は、関係区長および区長が指名する代表者
- 2 連絡調整会議の細部については、別に定める。

附 則

この療則は、平成11年4月1日から施行する。
この療則は、平成15年4月1日から施行する。
この療則は、平成16年4月1日から施行する。
この療則は、平成19年4月1日から施行する。
この療則は、平成20年4月1日から施行する。
この療則は、平成21年4月1日から施行する。
この療則は、平成22年4月1日から施行する。
この療則は、平成23年4月1日から施行する。
この療則は、平成24年4月1日から施行する。
この療則は、平成26年4月1日から施行する。
この療則は、平成27年4月1日から施行する。
この療則は、平成29年4月1日から施行する。
この療則は、平成30年4月1日から施行する。

寮監長の業務

- 1 学生寮の管理、運営及び全般に関する事項
- 2 防火、防災及び安全に関する事項
- 3 建物、施設等の維持管理に関する事項
- 4 物品管理に関する事項
- 5 寮生の入寮および退寮に関する事項
- 6 寮生の指導、身上相談及び苦情処理
- 7 来訪者の対応
- 8 その他特命事項

